

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業において、施行者大阪市が次の者に発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項前段の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が次のとおり掲示されていることを同項後段の規定により公告します。

平成20年3月10日

京都市長 門川 大作

1 書類の送付を受けるべき者

氏名	住所又は判明している最後の住所	土地の表示 (大阪市淀川区)
有限会社 Tifr	京都市左京区一乗寺花ノ木町13番地1 マンション花ノ木20C号中村年一様方	西三国一丁目137-9

2 掲示場所

大阪市淀川区西宮原二丁目6番54号

大阪市三国東土地区画整理事務所門扉横掲示板

3 掲示期間

平成20年3月10日から平成20年3月20日まで

(総務局総務部文書課)